プロジェクト　**収益認識**

項目　**本日の検討の概要**

本日の検討の概要

（日本基準の開発）

1. 第 311 回企業会計基準委員会(2015 年 5 月 15 日開催)における審議結果に基づき、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討については、当面、以下の手順で議論を行っていくこととしている。

   (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
   (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
   (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表

2. これまで前項(1)及び(2)に関して、IFRS 第 15 号の概要及び生じる可能性がある主な論点について、審議を行っている。
   また、想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、収益認識専門委員会において、ご報告頂き審議を行った。

3. 第 60 回収益認識専門委員会（2015 年 11 月 4 日開催）より、第 1 項の「(3)適用上の論点の把握のための文書の公表」について、以下の文案の検討を開始している。

   (1) 収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集（日本基準若しくは我が国における実務との簡略的な比較を含む ）（審議事項(6)-2）

   (2) IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題（IFRS 第 15 号の概要を含む。）（審議事項(6)-3）

4. これまでの審議状況は以下のとおりである。

専門委員会及び親委員会	内容
第 60 回専門委員会（11 月 4 日開催）及び第 323 回親委員会（11 月 6 日開催）	・前項(1)の資料の文案検討 ・前項(2)の資料の構成検討
第 61 回専門委員会（11 月 17 日開催）及び第 324 回親委員会（11 月 20 日開催）[1]	・前項(1)の資料の文案検討 ・前項(2)のうち一部論点の文案検討

[1] 第 61 回専門委員会及び第 324 回親委員会で聞かれた意見を審議事項(6)-4 に記載している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

5. 本日は、第3項の資料に関する以下の修文の対応及び追加した一部論点の文案について、第62回収益認識専門委員会（2015年12月1日開催）での検討状況を踏まえ、ご審議いただきたい。

(1) 第3項(1)の文案については、いただいたご意見を吹き出しとして付記しており、修文に関する対応を記載している。

(2) 第3項(2)の文案について、当委員会が予備的に識別している適用上の課題（18個）は以下のとおりであり、冒頭に※印を付している論点については、第61回専門委員会及び第324回親委員会において審議を行っていただいた。今回、論点11及び論点12並びに論点14から論点18を追加している。

※【論点1】契約の変更
※【論点2】約束した財又はサービスが別個のものか否かの判断
※【論点3】本人か代理人かの検討
※【論点4】追加的な財・サービスに対する顧客のオプション（ポイント制度等）
※【論点5】知的財産ライセンスの供与
※【論点6】第三者のために回収される金額（企業が支払義務を負う間接税等）
※【論点7】変動対価（売上等に応じて変動するリベート、仮価格等）
※【論点8】顧客に支払われる対価の表示
※【論点9】返品権付き販売
※【論点10】独立販売価格に基づく配分
【論点11】一定の期間にわたり充足される履行義務
【論点12】進捗度を合理的に算定できない場合の会計処理
※【論点13】一時点で充足される履行義務
【論点14】顧客の未行使の権利（商品券等）
【論点15】返金不能の前払報酬
【論点16】契約コスト
【論点17】表　示
【論点18】開　示（注記事項）

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。